

**期日前投票**

投票当日、仕事や旅行などで都合が悪い方は、期日前投票制度をご利用できます。

**期日前投票ができる期間**

●**県知事選挙**

期間▼3月24日(金)～4月8日(土)

●**県議会議員選挙**

期間▼4月1日(土)～4月8日(土)

**投票時間**

午前8時30分～午後8時

**投票場所**▼勝山市民会館

1階展示ホール ほか

※4月6日(休)～8日(土)は、すこやかでも投票できます

※3月31日(金)までは県議会議員選挙の期日前投票はできませんのでご注意ください

**不在者投票**

**滞在地・転出先にいる方**

長期の出張や旅行、他市への引越など、勝山市で投票・期日前投票ができない方は、次の手続きにより、勝山市以外の市町村の選挙管理委員会ですら投票ができます。

不在者投票ができるのは、3月24日～4月8日です。

投票用紙などの請求・送付は郵便による方法を用いますので、お早めにお手続きください。

**手続き**

投票するご本人が、勝山市選挙管理委員会にて投票用紙等を請求します。市HPに様式などを掲載しています。参考にして請求下さい。指定病院などに入院・入所されている方

**体が不自由な方**

①代理投票

自分で候補者名等を書くことができない場合は、係員が補助者として本人の立ち会いの上、代理投票することができます。

②点字投票

視覚に障がいのある方は、

点字で投票できます。点字器や点字の候補者などの名簿は、各投票所に備え付けてあります。

③その他

車いすや老眼鏡を各投票所に用意しています。車いすのまま利用できる記載台もあります。

**郵便等による不在者投票**

身体に障がいのある方で、投票所に行くことが難しい方は、事前に「郵便投票証明書」の交付を受け、不在者投票の請求をすることにより

郵便等による不在者投票ができます。ただし、障がいの程度によっては、「郵便等投票証明書」の交付が受けられない場合があります。

また、身体障害者手帳に

上肢もしくは視覚障害1級または戦傷病手帳に上肢もしくは視覚の障がい程度が特別項症から第2項症までの記載がある方は、本人に代わって、あらかじめ届出があった代理記載人が投票用紙に書くことができる制

度もあります。詳しくは、お問い合わせください。

**特例郵便等投票**

新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養などを行っている方で、一定の要件に該当する方は、特例郵便等投票ができます。

**対象となる方**

外出自粛要請または隔離の措置にかかる期間が、選挙の期日の告示の日の翌日から当該選挙の当日までの期間にかかると見込まれる方

**手続き**

特例郵便等投票をご希望される方は、投票日当日の4日前までに(必着)、勝山市選挙管理委員会に投票用紙等を請求してください。

発生届対象者(高齢者、基礎疾患のある方など)でない方が特例郵便等投票を実施する場合、自身で陽性登録を行う必要があります。県HPにある新型コロナウイルス感染症陽性登録フォームから登録してください。詳しくは、市HPをご確認ください。

**注意事項**

感染拡大防止の観点から、特例郵便等投票の手続を行う際には、「投票用紙等の請求手続について」および「投票の手続について」(市HP掲載)に記載の対策を実施してください

**罰則**

特例郵便等投票の手続では、公正確保のため、他人の投票に対する干渉や、なりすましなどの詐偽の方法による投票は、公職選挙法上の罰則(2年以下の禁錮または30万円以下の罰金)が設けられています。

**選挙公報**

県知事選挙は3月31日(金)までに、県議会議員選挙は4月6日(木)までに各家庭に配布します。期間内に届かなかった場合はご連絡ください。

**勝山市公式ツイッター**

投票日に選挙に関する情報を随時配信していきます。



**期日前投票を積極的にご活用ください**

投票日当日、仕事や旅行、レジャーなどで投票所に行くことができない方は、期日前投票ができます。

3月24日(金)から  
期日前投票が始まりますが  
県議会議員選挙の投票は  
4月1日(土)からです。  
お越しになる際はご注意ください。



**期日前投票について**

●持参するものは？

入場券がお手元に届いていれば、裏面の必要事項を記入のうえお持ちください。

●入場券が無いと

投票できませんか？

勝山市に選挙人名簿登録があれば、入場券が届かない場合や紛失などをお持ちでない場合でも期日前投票ができます。

**選挙日当日(4月9日)の投票所**

投票区名	施設の名称	住所	住所投票区の区域
第1投票区	勝山市役所	元町一丁目1-1	元町1丁目、本町、栄町、沢町、長山町
第2投票区	勝山市体育館ジオアリーナ	昭和町二丁目4-20	昭和町、旭町1丁目
第3投票区	成器南幼稚園	元町二丁目18-38	元町2・3丁目、立川町
第4投票区	市民交流センター	片瀬町一丁目402	旭町2・3丁目、旭毛屋町、片瀬、片瀬町
第5投票区	猪野瀬まちづくり会館	北市7-4	猪野口、若猪野、高島、毛屋町、毛屋、西高島、猪野、岡横江
第6投票区	平泉寺まちづくり会館	平泉寺町平泉寺170-110	平泉寺、赤尾、笹尾、大渡、壁倉、神野、経塚
第7投票区	岩ヶ野公民館	平泉寺町岩ヶ野	岩ヶ野、大矢谷、小矢谷、上野
第8投票区	福祉健康センター「すこやか」	郡町一丁目1-50	芳野町、郡町、郡、滝波町、滝波、五本寺、黒原、寺尾、浄土寺、芳野
第9投票区	栃神谷公民館	村岡町栃神谷22-27-1	栃神谷、暮見、薬師神谷
第10投票区	北谷町コミュニティセンター	北谷町河合26-2-1	北谷町全地区
第11投票区	野向町コミュニティセンター	野向町龍谷15-1	龍谷、竹林、聖丸、深谷、牛ヶ谷、北野津又、横倉
第12投票区	荒土まちづくり会館	荒土町松田8-4	荒土町全地区
第13投票区	北郷まちづくり会館	北郷町東野18-24	西妙金島、檜曾谷、新町、志比原、上森川、下森川、東野
第14投票区	伊知地公民館	北郷町伊知地59-8-2	伊知地、坂東島、上野
第15投票区	鹿谷まちづくり会館	鹿谷町本郷31-7	鹿谷町全地区
第16投票区	遅羽まちづくり会館	遅羽町大袋48-42	遅羽町全地区